

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦

申第14号「労働条件に関する協約」違反に 関する緊急申し入れを提出！

横浜支社内の職場において、2月の勤務指定に対し、1月26日に勤務指定となりました。これは、**労働条件に関する協約第66条(勤務指定)**及び**就業規則第63条(勤務指定)**に違反となります。

今回の勤務指定に関しては、労使で定めた労働協約に抵触するものとして、重大な事象と捉え申し入れを提出しました。

申し入れた内容は以下の通りです。

1. 労働条件に関する協約第66条(勤務指定)違反に対して、 原因と対策を明らかにすること。

職場では、勤務作成において勤務調整に時間を要したこと、状況の把握が遅れたことが原因であるかのように言われています。

私たちは、根本原因がもっと根深いところにあると考えます。団体交渉で強く抗議し、原因究明と対策を明らかにして再発防止を求めます。

就業規則とは・・・

労働者(社員)の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律などについて定めた職場における規則集です。**職場でのルールを定め、会社・社員双方がそれを守ることで労働者が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができるので、就業規則の役割は重要です。**

労働協約とは・・・

労働組合と会社で締結し、賃金・労働時間などの労働条件や団体交渉、組合活動などの労使関係のルールについて、労働組合と使用者が書面でとりかわした約束事です。

労働協約が締結されるとその有効期間中は一定の労働条件が保障されるので、労働者は安心して働くことができます。

また、**就業規則その他これに準ずる諸規則が、労働協約に抵触する場合は、その抵触する部分については、労働協約が優先されます。**